

大阪市中心区落書き消去活動支援要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民団体等が自主的に行う落書き消去活動を支援することにより、都市の美観と良好な都市環境の維持、改善及び犯罪の抑止を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、当該活動に必要な資材等の提供及び貸与に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるとおりとする。

- （1） 落書きとは、他人が所有する建物、その他の工作物（以下「工作物等」という。）のうち、公衆の目に触れる部分に、権原のある者の承諾を得ることなく、文字・図形・模様等を書く行為をいう。
- （2） 市民団体等とは、町会、自治会、マンション等管理組合、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法[平成10年法律第7号]第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）及び、それに類する非営利の活動団体であって、5人以上（うち成人2人以上を含む）で構成されるものをいう。

（支援の内容）

第3条 本市は、予算の範囲内において、第4条に規定する活動を行う市民団体等に対し、当該活動に必要な以下の支援を行うものとする。

- （1） 落書き消去活動に必要な溶剤、塗料、その他の資材の全部又は一部の提供、貸与
- （2） 落書き消去活動に従事する者に対する技術上の助言、指導、その他の役務の提供
- （3） 落書き消去活動に従事する者に対する大阪市民活動保険の提供

2 本市が、1回の支援において提供及び貸与を行う支援の内容については、別表に定めるとおりとする。

（支援の対象となる活動）

第4条 本要綱による支援の対象となる活動は、大阪市中心区内に書かれた落書きを市民団体等が自主的に消去する活動とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1） 一定の区域内に書かれた落書きの大部分を消去する活動であること。
- （2） 活動の内容が、営利性・政治性・宗教性を有さず、かつ公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- （3） 落書きを消去しようとする工作物等の権原を有する者が、当該落書きの消去について承諾している、あるいは、活動実施開始日までに承諾を得ることができること。
- （4） 実施計画書（様式第1 - 2号）において作業責任者を定めているほか、作業上・健康上の安全に十分配慮された計画となっていること。
- （5） 支援の申請を行った日の属する年度内において、落書き消去活動が完了すること。

（事前相談）

第5条 支給等を受けようとする市民団体等（以下、「申請団体」という。）は、落書き消去活動の実施計画の概要等について、中央区役所に、事前に相談を行わなければならない。

(申請)

第6条 申請団体は、大阪府中央区落書き消去活動支援申請書(様式第1-1号)及び大阪府中央区落書き消去活動実施計画書(様式第1-2号)に必要な書類を添付して、本市の指定する期限までに、区長に提出しなければならない。

(支援の決定及び通知)

第7条 区長は、本要綱に基づく支援の申請があったときは、その実現性や実施効果などを総合的に審査し、支援すべきものと決定したときは、当該団体(以下、「支援決定団体」という。)に対して、大阪府中央区落書き消去活動支援決定通知書(様式第2号)を交付し、支援を行うものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、支援を行わないと決定したときは、申請団体に対して理由を付して大阪府中央区落書き消去支援不承認決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請団体は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪府中央区落書き消去活動支援申請取下書(様式第4号)により申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支援決定を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助事業の変更等)

第9条 支援決定団体は、落書き消去活動の内容等を変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、大阪府中央区落書き消去活動支援変更申請書(様式第5-1号)及び大阪府中央区落書き消去活動実施計画変更書(様式第5-2号)を、落書き消去活動の中止をしようとするときは、大阪府中央区落書き消去活動中止承認申請書(様式第6号)を区長に対して提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は、当初の事業主旨を大きく逸脱しない範囲内で、補助事業の目的及び支援の内容に変更がない場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、落書き消去活動の支援の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、落書き消去活動の支援の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、区長は、大阪府中央区落書き消去活動支援決定取消・変更通知書(様式第7号)により、支援決定団体に通知するものとする。

(消去活動の実施条件)

第11条 支援決定団体は、諸法令、条例、並びに本条各項に掲げる条件を遵守し、善良な管理者の注意をもって消去活動を行わなければならない。支援に係る資材等を落書き消去活動以外の用途に使用してはならない。

2 支援決定団体は、消去活動の実施にあたり、作業上及び健康上の安全に十分配慮しなければならない

3 支援決定団体は、落書き消去活動に際して貸与された資材を、実施後2週間以内に本市指定場所へ返却しなければならない。また、その際に、破損・紛失等が発生している場合は、申告のうえ、本市の指示に従わなければならない。

(資材等の返還義務)

第 12 条 区長は、支援決定団体が次の各号に該当する場合は、決定した支援内容の一部、又は全部を取り消すとともに、提供及び貸与を行った資材を返還させることができる。

- (1) 支援決定団体が解散するか、又は実施予定日に特段の理由なく落書き消去活動を行わなかったとき。
- (2) 虚偽の申請、又は不正な手段により、落書き消去用資材等の提供及び貸与を受けたことが判明したとき。
- (3) 落書き消去活動以外の目的に、提供及び貸与を受けた資材を使用したことが判明したとき。
- (4) 支援決定団体が、第 16 条第 2 項に定める区長の指示に従わない、又は指示に沿った対応ができないことが明らかになったとき。

(実施責任)

第 13 条 支援決定団体の落書き消去活動の実施に際して発生した事故については、本市に重大な瑕疵がある場合を除き、支援決定団体がその責を負う。

(状況報告)

第 14 条 支援決定団体は、区長が必要と認めたときは、落書き消去活動の準備・実施状況について、区長に報告しなければならない。

(立入検査等)

第 15 条 区長は、必要があると認めたときは、支援決定団体に対して報告を求め、又は承諾を得た上で職員に支給決定団体の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(活動報告)

第 16 条 支援決定団体は、活動終了後 1 ヶ月以内に（活動実施日が 3 月中の場合は、3 月末の平日までに）大阪府中央区落書き消去活動実績報告書（様式第 8 号）に必要な書類を添付して、区長に活動結果を報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告があったときは、落書き消去活動の成果が、支援決定の内容及びこれに付した条件に適合したものであるかどうかについて調査を行い、支援決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置を取るべきことを支援決定団体に指示することができる。

(補 則)

第 17 条 この要綱の施行に際して必要な事項は、別途、区長が定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

本要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 3 年 1 月 22 日から施行する。

別 表

1 回の支援において、一人当たりに提供及び貸与することができる資材・役務等の上限数

号	種 別	資材等の名称	一人当たりに 提供・貸与できる 上限数
1	資材提供	消去溶剤	0.5 リットル
2	〃	スプレー容器	1 本
3	〃	ペンキ用刷毛	0.2 本
4	〃	上塗用水性ペンキ	落書箇所 1 平方メートル当 たり 0.3 リットル
5	〃	消去用スプレー	1 本
6	〃	ローラーハンドル及び取替用ローラー	1 本
7	〃	ローラー用継ぎ柄（高所作業用）	0.1 本
8	〃	ローラー用バケツセット	0.25 個
9	〃	ポリバケツ	0.1 個
10	〃	マスキングテープ	0.2 個
11	〃	ゴーグル	1.0 個
12	〃	軍手	1 組
13	〃	たわし	0.5 個
14	〃	ウエス	1 枚
15	〃	使い捨てビニールカッパ	1 枚
16	〃	使い捨てマスク	1 枚
17	〃	使い捨てゴム手袋	1 組
18	〃	別表第 1 号から第 17 号までに定めるものの他、予 算の範囲内で区長が必要と認めるもの	
19	資料提供	参加者しおり（作業手順の解説冊子）	1 枚
20	資材貸与	「活動実施中」のぼりセット（土台付）	5 本（固定数）
21	役務提供	作業支援スタッフ（技術上の助言、指導）	支援申請前調査及 び活動初日 1 人（固定数）
22	〃	産業廃棄物処理	一式
23	保険提供	大阪市市民活動保険	

1 回の支援において提供できる資材は、別表中の「一人当たりに提供・貸与できる上限数」に、のべ参加予定人数を乗じた数の小数点以下を切り捨てた数量（ただし 1 未満の場合は 1 とする。）を上限とする。

ただし、第 4 号においては塗装面積 1 平方メートル当たりの数量とし、第 20 号、第 21 号及び第 22 号は、参加予定人数に関わらず、予め指定された数量又は内容とする。

(提出先) 大阪府中央区長

申請団体名
代表者氏名
郵便番号・住所 〒 -
電話番号

大阪府中央区落書き消去活動支援申請書

大阪府中央区落書き消去活動支援要綱第 6 条に基づき、市民団体等として、落書き消去活動に必要な資材等の支援を受けたいので、別紙の実施計画書（及び団体規約・役員名簿）を添えて、次のとおり申請します。（ 制定している団体のみ ）

号	種 別	資材等の名称	一人当たり 提供・貸与できる 上限数
1	資材提供	消去溶剤	リットル
2	〃	スプレー容器	本
3	〃	ペンキ用刷毛	本
4	〃	上塗用水性ペンキ	リットル
5	〃	消去用スプレー	本
6	〃	ローラーハンドル及び取替用ローラー	本
7	〃	ローラー用継ぎ柄（高所作業用）	本
8	〃	ローラー用バケツセット	個
9	〃	ポリバケツ	個
10	〃	マスキングテープ	個
11	〃	ゴーグル	個
12	〃	軍手	組
13	〃	たわし	個
14	〃	ウエス	枚
15	〃	使い捨てビニールカッパ	枚
16	〃	使い捨てマスク	枚
17	〃	使い捨てゴム手袋	組
18	〃	別表第 1 号から第 17 号までに定めるものの他、予算の範囲内で区長が必要と認めるもの	
19	資料提供	参加者しおり（作業手順の解説冊子）	枚
20	資材貸与	「活動実施中」のぼりセット（土台付）	5 本（固定数量）
21	役務提供	作業支援スタッフ（技術上の助言、指導）	支援申請前調査及び活動初日 1 人（固定数）
22	〃	産業廃棄物処理	一式 要・不要
23	保険提供	大阪府市民活動保険	延べ 人

支 援 要 件	(１) 営利性、政治性、宗教性を有さず、かつ、公の秩序及び善良な風俗に反しないものであるか	はい・いいえ
	(２) 落書きをされた工作物等の管理権原を有する者が、当該落書きの消去について承諾しているか、あるいは、活動実施開始日までに承諾を得ることができるか	はい・いいえ
	(３) 作業責任者を定めているか	はい・いいえ

上記のいずれかに○

(様式第1 - 2号)

令和 年 月 日

大阪市中心区落書き消去活動実施計画書

1. 申請団体名

2. 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 実施エリア 大阪市 区 丁目 番 付近

(地図などの上に実施エリアを明確に示したものを添付してください。)

4. 作業責任者 氏 名

氏 名・

連絡先電話 電 話 () -

5. 落書き消去活動	令和 年 月 日	人
参加予定者数	令和 年 月 日	人
	令和 年 月 日	人

(実施日ごとに記載してください。なお、支援が決定した場合は、後日、参加予定者名簿を提出していただきます。)

6. 実施エリア内における 箇所
落書き概数

(およそ1.5m四方内(腕を広げた範囲程度)の落書きは、複数であっても1箇所として計算してください。)

7. 落書き消去活動を実施する目的(具体的に)

(様式第 2 号)

大阪市指令中市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市中央区長

大阪市中央区落書き消去活動支援決定通知書

令和 年 月 日付けで支援申請された落書き消去活動支援資材等につきましては、審査の結果、必要と見込まれる資材等を以下のように提供及び貸与することを決定しましたので通知します。

号	種 別	資材等の名称	一人あたりに 提供・貸与できる 上限数
1	資材提供	消去溶剤	リットル
2	〃	スプレー容器	本
3	〃	ペンキ用刷毛	本
4	〃	上塗用水性ペンキ	リットル
5	〃	消去用スプレー	本
6	〃	ローラーハンドル及び取替用ローラー	本
7	〃	ローラー用継ぎ柄（高所作業用）	本
8	〃	ローラー用バケツセット	個
9	〃	ポリバケツ	個
10	〃	マスキングテープ	個
11	〃	ゴーグル	個
12	〃	軍手	組
13	〃	たわし	個
14	〃	ウエス	枚
15	〃	使い捨てビニールカップ	枚
16	〃	使い捨てマスク	枚
17	〃	使い捨てゴム手袋	組
18	〃	別表第 1 号から第 17 号までに定めるものの他、予算の範囲内で区長が必要と認めるもの	
19	資料提供	参加者しおり（作業手順の解説冊子）	枚
20	資材貸与	「活動実施中」のぼりセット（土台付）	5 本（固定数量）
21	役務提供	作業支援スタッフ（技術上の助言、指導）	支援申請前調査及び活動初日 1 人（固定数）
22	〃	産業廃棄物処理	一式 要・不要
23	保険提供	大阪市民活動保険	延べ 人

【支給・貸与の条件】「大阪市中心区落書き消去活動支援要綱」より抜粋

（消去活動の実施条件）

第 11 条 支援決定団体は、諸法令、条例、並びに本条各項に掲げる条件を遵守し、善良な管理者の注意をもって消去活動を行わなければならない、支援に係る資材等を落書き消去活動以外の用途に使用してはならない。

2 支援決定団体は、消去活動の実施にあたり、作業上及び健康上の安全に十分配慮しなければならない

3 支援決定団体は、落書き消去活動に際して貸与された資材を、実施後 2 週間以内に本市指定場所へ返却しなければならない。また、その際に、破損・紛失等が発生している場合は、申告のうえ、本市の指示に従わなければならない。

(様式第 3 号)

大阪市指令中市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市中心区長

大阪市中心区落書き消去活動支援不承認決定通知書

令和 年 月 日付で支援を申請された落書き消去活動支援資材等につきましては、
審査の結果、以下の理由により支援は不承認となりましたので通知します。

【不承認の理由】

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市中央区長

実施団体名

代表者氏名

郵便番号・住所 〒 -

電話番号

大阪市中央区落書き消去活動支援申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令中市第 号にて通知のあった落書き消去活動の支援決定について、大阪市中央区落書き消去活動支援要綱第 8 条の規定により申請を取り下げます。

1 活動支援決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(提出先) 大阪府中央区長

実施団体名
代表者氏名
郵便番号・住所 〒 -
電話番号

大阪府中央区落書き消去活動支援変更申請書

令和 年 月 日付け大阪府指令中市第 号にて支援の決定を受けた落書き消去活動について、大阪府中央区落書き消去活動支援要綱第 9 条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。
(変更する内容及びその理由)

号	種 別	資材等の名称	一人あたりに 提供・貸与できる 上限数
1	資材提供	消去溶剤	リットル
2	〃	スプレー容器	本
3	〃	ペンキ用刷毛	本
4	〃	上塗用水性ペンキ	リットル
5	〃	消去用スプレー	本
6	〃	ローラーハンドル及び取替用ローラー	本
7	〃	ローラー用継ぎ柄（高所作業用）	本
8	〃	ローラー用バケツセット	個
9	〃	ポリバケツ	個
10	〃	マスキングテープ	個
11	〃	ゴーグル	個
12	〃	軍手	組
13	〃	たわし	個
14	〃	ウエス	枚
15	〃	使い捨てビニールカップ	枚
16	〃	使い捨てマスク	枚
17	〃	使い捨てゴム手袋	組
18	〃	別表第 1 号から第 17 号までに定めるものの他、予算の範囲内で区長が必要と認めるもの	
19	資料提供	参加者しおり（作業手順の解説冊子）	枚
20	資材貸与	「活動実施中」のぼりセット（土台付）	5 本（固定数量）
21	役務提供	作業支援スタッフ（技術上の助言、指導）	支援申請前調査及び活動初日 1 人（固定数）
22	〃	産業廃棄物処理	一式 要・不要
23	保険提供	大阪府市民活動保険	延べ 人

大阪市中心区落書き消去活動実施計画変更書

1. 申請団体名

2. 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 実施エリア 大阪市 区 丁目 番 付近

(地図などの上に実施エリアを明確に示したものを添付してください)

4. 作業責任者 氏 名

氏 名・

連絡先電話 電 話 () -

5. 落書き消去活動	令和 年 月 日	人
参加予定者数	令和 年 月 日	人
	令和 年 月 日	人

(実施日ごとに記載してください。なお、支援が決定した場合は、後日、参加予定者名簿を提出していただきます)

6. 実施エリア内における 箇所
落書き概数

(およそ1.5m四方内(腕を広げた範囲程度)の落書きは複数であっても、1箇所として計算してください)

7. 落書き消去活動を実施する目的(具体的に)

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市中央区長

実施団体名

代表者氏名

郵便番号・住所 〒 -

電話番号

大阪市中央区落書き消去活動中止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令中市第 号にて落書き消去活動の支援決定を受けた落書き消去活動について、大阪市中央区落書き消去活動支援要綱第 9 条の規定により、次のとおり中止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由)

(様式第 7 号)

大阪市指令中市第 号
令和 年 月 日

様

大阪市中央区長

大阪市中央区落書き消去活動支援決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令中市第 号にて支援決定した落書き消去活動の支援決定を受けた落書き消去活動について、大阪市中央区落書き消去活動支援要綱第 10 条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

大阪市中央区落書き消去活動実績報告書

实施団体名

代表者氏名

郵便番号・住所 〒 _____

電話番号

1. 実施日時 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2.実施エリア 大阪市 区 丁目 番 付近

(地図などの上に実施エリアを明確に示したものを添付してください。)

3. 落書き消去活動のべ参加者数 人

(実施日別内訳) 令和 年 月 日 人

令和 年 月 日 人

令和 年 月 日 人

4. 実施エリア内における落書き消去の総数 箇所

(およそ 1.5 m 四方内 (腕を広げた範囲程度) の落書きは、複数であっても 1 箇所として計算してください。)

5. 落書き消去活動の内容と得られた効果

(活動中の写真などを添付。別紙も可)

6. 落書き消去用資材等の 【受領日】 令和 年 月 日

受領日・返却日 【返却日】 令和 年 月 日

7. 落書き消去支援事業に関するご意見・ご感想など